

# 桜井市中小企業者向け融資制度のご案内

## ▶制度一覧

令和8年4月1日現在

制度名	融資 限度額	利 率	融資期間 (据置期間)	資格要件	信用保証料
中小企業融資 (運転・設備)	700万円	2.0% 桜井市が 内1.0%を 補給	5年以内 (6ヶ月)	①信用保証協会の信用保証を受けることができること ②個人：桜井市に引き続き6か月以上住所を有していること 法人：桜井市に引き続き6か月以上事業所を有し、桜井市に法人登記があること ③引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること ④市税等を完納していること ⑤市制度融資の残高がないこと ⑥暴力団員等に該当しないこと	奈良県信用保証協会の保証が必要です。 桜井市が保証料の7割を負担します。
宿泊事業者融資 (運転・設備)	3,000万円		10年以内 (6ヶ月)		
木材産業特別融資 (運転・設備)	1,000万円	0.8%	4年以内 (6ヶ月)	《宿泊事業者融資》 上記①～⑥に加え、旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営む方、同法同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む方又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であること 《木材産業特別融資》 上記①～⑥に加え木材事業者であること	
創業者向け融資 (運転・設備)	1,000万円	2.0% 桜井市が 内1.0%を 補給	7年以内 (6ヶ月)	①信用保証協会の創業関連保証を受けることができること (※備考を参照) ②これから新たに事業を営む方又は事業を営んでから5年未満の方であって、次のいずれかに該当すること ア 個人：桜井市に住所を有していること イ 法人：桜井市に登記されている事業所を有していること ウ 桜井市で新たに事業を営む具体的計画を有している、又は現に事業を営んでいること ③市税等を完納していること ④市制度融資の残高がないこと ⑤暴力団員等に該当しないこと	

## ▶取扱金融機関

制度名	金融機関名
中小企業融資、宿泊事業者融資、創業者向け融資	南都銀行、大和信用金庫の各本支店 三十三銀行桜井支店
木材産業特別融資	桜井市内の南都銀行 桜井市内の大和信用金庫

## ▶備考

### 【借換えについて】

以下の条件を満たす場合に借換え申請が可能です。

- ①条件変更をしていない(繰上償還や返済額の増額を除く) ②融資残高が当初の融資額の1/2未満  
③申請時において延滞していない ④現在融資を受けている金融機関での借換え  
(木材産業特別融資は借換えができません)

### 【創業関連保証の資格要件について】

これから新たに事業を営む方の場合、以下のいずれかに該当する必要があります。

- ①事業を営んでいない個人が1ヵ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する  
②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する  
③中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する  
(①②認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者については6ヵ月以内)

## ▶注意事項

- 事業上の用途以外に融資を利用される恐れがある場合は、申請を受付できません。
- 虚偽の申請をされた場合は、申請を取り消すことがあります。
- 融資保証(保証料等)の決定は、奈良県信用保証協会が行います。
- 市の融資保証制度の併用はできません。
- 本制度の総融資枠を超える申請があった場合は、受付できません。

▶申請に必要な書類

提出書類	備考
《中小・創業》 桜井市中小企業融資保証申請書 《木材》 桜井市木材産業特別融資保証申請書 《宿泊》 桜井市宿泊事業者融資保証申請書	【交付場所】 桜井市ホームページからダウンロード可 市役所2階 商工振興課
住民票(個人の場合のみ) ※発行後3ヶ月以内のもの	【交付場所】 市役所1階 市民課
市税の滞納がない証明書 ※発行後2ヶ月以内のもの	【交付場所】 市役所1階 税務課 収納管理係
信用保証委託申込書一式	【交付場所】 奈良県信用保証協会、金融機関等
奈良県信用保証協会が 必要と認める書類(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本及び定款(法人の場合)</li> <li>・印鑑証明書※発行後3ヶ月以内のもの</li> <li>・確定申告書又は決算書(直近2期分)</li> <li>・残高試算表(決算期から6ヶ月以上経過している場合)</li> <li>・許認可書等(許認可が必要な業種の場合)</li> <li>・見積書等(設備資金の場合)</li> <li>・創業・再挑戦計画書(創業者向け融資を利用する場合)</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

※申請の際、必要に応じ他の書類等の提出を求める場合があります。

▶問合せ先



桜井市 商工振興課 商工・統計係  
電話 0744-42-9111(内線3661・3662)

\* 信用保証に関する問い合わせ先  
奈良県信用保証協会  
電話 0742-33-0552